

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23243022

研究課題名(和文) 選挙ガバナンスの比較研究

研究課題名(英文) Comparative Studies of Electoral Governance

研究代表者

大西 裕 (ONISHI, Yutaka)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90254375

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 34,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、選挙ガバナンスが民主政治に与える影響を、比較政治学的に解明しようとするものである。本研究は、国際比較と日本国内の自治体間比較を通じて、選挙管理という研究上の大きな空白を埋める。調査結果、常識的見解と異なる二つのことが明らかになった。第1に、選挙の公平性、公正性は、国際的に推奨される選挙管理機関の独立性のみでは達成できず、より複雑な扱いが必要である。第2に、日本では選挙管理委員会の業務は画一的で公平、校正であると考えられてきたが、委員会や事務局の構成のあり方によって大きく左右される。それゆえ、市区町村によってバリエーションが発生している。

研究成果の概要(英文)：This research tries to elucidate the influence which electoral governance gives to a democracy by the comparative politics. This research fills in the big blanks on the study of electoral management through the comparative studies among the countries in the world and among the local governments in Japan. Our researches have two big findings different from commonsense views. 1st, equity and fairness of election can't be achieved only by independence of the electoral management bodies, which is recommended by international organizations like ACE(Administration and Cost of Elections). We need more complicated treatment for Electoral Integrity. 2nd, though it has been thought that business of the election administration committees are uniform and so they have executed fairly and equitably in Japan, but it's largely influenced by the state of the composition of the committee and its secretariat. Therefore we have a variation of electoral governance among local governments in Japan.

研究分野：政治学

キーワード：選挙ガバナンス 行政学 地域研究 選挙管理 選挙制度

1. 研究開始当初の背景

民主政治において、最も重要な制度の一つが選挙制度であることは疑問の余地がない。しかし、いかなる選挙制度を採用するにしても、選挙が適正になされ、選挙制度に対する国民の信頼がなければ、民主政治は実現困難である。すなわち、選挙制度は選挙ガバナンスに支えられて初めて機能する。ところが、選挙ガバナンスの研究は、日本では一部の法学的研究を除くと実務的な必要によるものに限られ、政治学的な研究は皆無に近く、国際的にも近年研究が始まったばかりである。

選挙ガバナンス研究の焦点は二つある。一つは、選挙ガバナンスの形態が選挙に与える影響を与えるかである。しかし、これまでの研究は、この分野の研究が始まって日が浅いことを反映して、リサーチデザイン上問題が存在したままであった。もう一つの焦点は、ガバナンスの形態を何が決めているか、である。

2. 研究の目的

本研究は、選挙ガバナンスの形態が、選挙の実施の適正性や公平性、投票率などの選挙の「質」に与える影響と、各国での選挙ガバナンスに違いが生じる要因を調査・分析することにより、選挙ガバナンスが民主政治に与える影響を、比較政治学的に解明しようとするものである。

具体的には以下の3点である。第1に、選挙ガバナンスの形態が選挙の質に与える影響を与えるのか、第2に、何がガバナンスの形態を決定しているのか、第3に、選挙管理制度の運用に何が影響しているのか、である。

第1点について、本研究は、ガバナンスを担う多様なアクター間の関係を検討した上で、選挙ガバナンスが選挙の質に与える影響を分析する。

第2に、選挙管理制度設計時の政治的資源配分状況や制度がいかなる影響を与えるのか、それぞれの地域の事情を加味して研究し、一定の結論を導く。

第3に、選挙制度の運用に影響を与える要因、それが選挙の質に与える影響を与えるのかを、日本の自治体間比較調査で明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、国際比較と国内比較を質的・量的双方の分析手法を用いておこなうため、研究組織を大きく2つに分けておこなった。一つは、主として国際比較をおこない(国際班)、もう一つは日本国内比較をおこなう(国内班)。国際班は、浅羽・川中(アジア)、遠藤(アフリカ)、高橋(ラテンアメリカ)、仙石(東欧)、稲継(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド)、福島(スウェーデン)、玉井(フランス)、松本(アメリカ)からなり、国内班は、品田、曾我、河村、稲継、建

林、藤村からなる。研究代表者の大西は双方を統括する。選挙管理の調査には公職選挙法などの知識が必要なので、連携研究者として湯浅壺道(九州国際大学)のサポートを受けた。

【平成23年度】

平成23年度は、選挙管理に関する理論研究と、各国および日本の地方自治体のガバナンス形態の把握をおこなう。

国際班は関連資料の収集と現地調査を通じて、選挙管理ガバナンスの実態把握を行なう。国内版では、国内自治体における選挙ガバナンス形態の把握のために、都道府県及び市町村の選挙管理委員会に聞き取り調査をおこなう。これらの作業を通じて、各自治体選挙管理委員会への質問事項を精査し、24年度に実施する全自治体調査に向けてより有効な調査設計をおこなう。

【平成24年度】

平成24年度は、ガバナンスの形態が選挙の質に与える影響についての国際比較と、制度の運用に関する国内比較調査をおこなう。

国際比較の中心になるのは、地域単位の域内比較である。ガバナンス形態の何が選挙の質に影響を与えるのかを明らかにするのが焦点で、資料収集と現地調査が中心となる。

国内班は、制度の運用に関する地方自治体の選挙管理委員会に対するアンケート調査を行う。

【平成25年度】

平成25年度は、前年度に続きガバナンスの形態が選挙の質に与える影響について国際比較を継続し、あわせて何がガバナンスの形態を形成するのか、いわば生成(genesis)に関する調査をおこなう。

国際比較では、前年度の質的調査で抽出されたパフォーマンスに影響を与える要因を、一般的な知見に発展させる。そのために、Massiccotti 達の先行研究に倣い、現時点で国政選挙が行なわれている国全てを対象とした選挙法データベースを作成する。また、前年度に引き続き現地調査を行なう。

国内班では、前年度に行なった、全国市区町村選挙管理委員会に対するアンケート調査結果のクリーニング、初期的分析を行ない、データを総務省選挙部に説明して、実務上のコメントを得たうえで本格的な分析の条件を整える。加えて、一般有権者に対して、選挙管理と選挙への信頼に対するアンケート調査を行なう。

【平成26年度】

平成26年度は、補充調査・分析を行なったうえで、研究をまとめる。

国際班では研究成果を選挙学会、政治学会で報告して外部からのレビューを受けたいえ、ワークショップを開催して分析視角を

整理し、成果をとりまとめる。

国内班では、全国市区町村選挙管理委員会アンケート調査の分析と成果の一部公表を行なう。後者については、全国の選挙関係者を読者とする「選挙時報」に6回連載でデータの解題を行ない、アンケート対象者に対して知見を還元する。調査の分析は、国内班担当者の他、研究協力者の岡本（関大）、善教（関学）の協力を得て行なう。加えて、前年度に実施した有権者に対するアンケート調査を、国際班の成果を踏まえて調査項目を工夫したうえで再度実施する。

国際班、国内班の調査・分析を踏まえ、研究代表者・研究分担者がそれぞれの課題に対して論文を執筆し、成果の本格的な公表に備える。

4. 研究成果

(1) 世界各国の選挙法を分析した。焦点を当てたのは、選挙管理機関(EMB)の特徴と積極的投票権保障(SVRs)の関係である。その結果、ロベス-ピントールやACEによる、EMBの類型化は分析上さほど重要でないことが分かった。彼らによると、EMBは、執政部からの距離により、独立モデル、混合モデル、政府モデルに分けられる。しかしこの違いは各国がどの程度SVRsに積極的であるかに関連を見出すことはできない。むしろ重要なのは、EMBの政策・監視部門(日本でいえば選挙管理委員会)を構成するメンバーの属性である。メンバーに司法官が入っていれば、SVRsに積極的で、行政官が入っていれば、SVRsに消極的である。ただしこれは相関関係に過ぎず、因果関係を示すものとは言えない。選挙政策をめぐる党派間の関係など、何らかの要因が共通して働いていることが考えられるが、この解明は今後の課題である。

(2) ポーランド、チェコを主とした中東欧の事例研究の結果、中東欧では社会主義体制崩壊後、社会主義時代に形成された独立モデルを維持している国と、混合モデルに分けられる。ポーランドは独立モデルの代表例で、チェコは混合モデルの代表例である。ACEの推奨によると、混合モデルよりも独立モデルの方が政治的中立性を維持しやすく、民主政治を運営していくうえで優れているはずである。しかし、チェコは選挙運営上の技術に長けた行政府の支援を得る方が選挙運営上適当と判断して選挙ガバナンス形態を変更した。他方、ポーランドは選管のメンバーを司法官にするなどの高い独立性故に、選挙管理トラブルが続出すると敗北した党派から政治的中立性を疑われるという問題が生じている。これらは、独立モデルが選挙運営上最善というわけではないことを示している。

(3) 英国、豪州、ニュージーランドはそれぞれ全く選挙管理形態を取ってきた。英国は典型的な政府モデルであるのに対し、豪州は独立モデル、ニュージーランドは分立型であった。とりわけ英国と豪州は対照的で、英国

の選挙管理体制は、民主政治の最先発国でありながら不十分な管理しかできておらず、他方豪州は常に世界各国のEMBのモデルと見なされてきた。しかし英連邦諸国内では、選挙管理に関する相互交流があり、あり方について情報交換をしていた。この影響もあり、豪州流のEMBに徐々に移行する動きがあり、ニュージーランドは既に移行しており、英国もようやく選挙管理委員会を創設することになった。このことから、選挙管理のあり方は国際的に伝播している可能性が示唆される。

(4) 北欧諸国のEMBは、当初はいずれも政府モデルであったが、デンマークを除いて独立モデルへの移行してきている。しかし、独立の程度は限定的である。スウェーデンは徴税庁が選挙管理を担当しており、その後独立させて選挙管理委員会が形成されたが、事務局機能は法務省の関連組織である。ノルウェイは比例代表制に関連した調整議席配分のために設けられたもので、多くの選挙管理業務は政府が直接行なっている。このように独立モデルからは依然ほど遠いにもかかわらず、北欧諸国で選挙違反が話題になることはない。その理由は、比例代表制など、そもそも選挙犯罪が発生しにくい選挙制度を取っているうえ、オンブズマン制度の発達に見られるように、情報公開が徹底しており、選挙を通じてのレントシーキングなどが行ないにくい政治状況の存在に求められる。

(5) フランスもまた、選挙管理に政府が強く関与するメカニズムを有している。分類上、混合モデルに相当するが、フランスの特徴は、選挙管理業務の分立制と、それら諸EMBの相互牽制、そして政策・監視部門に司法部が深く関与していることである。一般的に、選挙管理上問題となるのは、その結果に政党が自党に有利になるよう介入して、選挙結果を歪めてしまうことである。これに対し、フランスは複雑化と司法の介入によって対応する。複雑にすれば、どこかの段階で党派的判断が入り得たとしても、それが他の機関でチェックされ、押し出されてしまう。司法部としての専門性が重要である司法官の介入は党派的判断の挿入をより困難にする。フランスでは複雑さが適切な選挙結果を保証するようになっているのである。

(6) 東南アジアにおけるタイ、フィリピン、インドネシアはいずれも新興国に属するが、民主主義のレベル、選挙管理のあり方には大きな差がある。民主主義のレベルは、インドネシアが最も高く、タイが最も低い。ところが、選挙管理のあり方はタイが最も独立性が高いなど、ACEの推奨とは異なる結果が出ている。このような結果が生まれるのは、権力の集中度合いの違いによる。権力の集中がもっとも進んだタイでは、議会選挙で勝利して執政長官を押さえた党派が強大な権力を握る。したがって、権力を獲得した党派はステイクが大きすぎるのでそれを手放すことを強く嫌う。EMBは独立性が高いが、構成員を

執政部が選出するので党派性も強い。それゆえ、反対党派が政権を握ると、選管の権限を行使して反対党派を葬り去るという事態が発生する。他方、インドネシアは政治社会が党派単位で分裂しており、政権構成のためには連立が欠かせない。それゆえ、執政長官に権力が集中しない。加えて、EMB が他の選挙関連機関から監視されているため、党派的判断をおこなうことが困難になっている。

(7) 南部アフリカでは、民主化後、多くの国が独立モデルの EMB を採用したが、適切な管理をおこなえているとは言い難い。先行研究の中には、アフリカ諸国を対象に独立モデルの優位性を主張するものもあるが、そもそも EMB そのものが不安定で、制度形態も流動性があるため、その判断は妥当とは言い難い。むしろ、比較的古くから民主政治を維持している国は、独立モデルとなっていない場合がある。選挙管理が常に党派判断にさらされるが故に、ACE や国連組織が推奨する独立モデルを採用してはいるものの、うまくいっていないといえるかもしれない。

(8) ラテンアメリカ諸国は、多くの比較政治学研究同様、選挙管理研究についてももっとも進んでいる。これら諸国の EMB はいずれも独立型モデルであり、1980年代の民主化以降、ほとんどの国で民主政治が持続している。しかし、選挙への信頼、選挙管理への信頼には国家間で大きなバリエーションがある。先行研究は、EMB への信頼を選挙への信頼と統治する傾向があった。しかし、有権者個人レベルと国家レベルでのマルチレベルの計量分析を行なった結果、EMB の独立性は有権者の選挙への信頼に影響を与えていなかった。むしろ、EMB の能力が、選挙の信頼そのものと直接的な関係を有していた。ラテンアメリカを対象とした研究もまた、ACE 等が推奨する独立型の選挙管理モデルが重要であることに疑問を抱かせるものである。むしろ、EMB をより深く調べる必要性を強調している。同様に今後の課題として重要なのは、選挙法などの選挙のルールや、EMB のあり方を決定できる政治家の考え方が選挙管理にどのような影響を与えているかである。

(9) アメリカは、先進国でも選挙管理が問題であることを2000年大統領選挙で示した国である。それ故に、選挙管理の改善を目指したアメリカ投票支援法(HAVA)を成立させて、州毎に分立した選挙管理制度の標準化を行なおうとしてきた。しかし、HAVAは現在機能停止に近い状態に陥っており、その廃止が政治上の争点となっている。アメリカはそもそも選挙管理を含めて行政機関の運営に党派性が反映されることを是としてきたのであるが、2000年大統領選挙やHAVAが、いみじくも選挙管理に党派性を反映させることができることと、それゆえに政治的争点であることを浮かび上がらせた。

(10) 選挙管理のあり方として近年重要性も増しているものの一つに、在外投票がある。

在外投票制度の有無、その形態には国家間で大きなバリエーションが存在する。そこで、在外投票制度を従属変数として分析した結果、ACE等の3類型はここでもほとんど説明力を有していなかった。他方、司法制度のあり方が重要な決定要因になっていることが明らかになった。(1)で示したように、執政部からの距離を意味する3類型よりも、EMBのメンバー構成が在外投票を含むSVRsに大きな影響を与えていることを勘案すれば、選管メンバー構成等を従属変数として検討する必要があるであろう。今後の課題である。

(11) 国内班で行なった全国市区町村選管調査は、81%の回答率を得た。全国では初めてとなる大規模調査で、実務者からの関心も高く、調査結果の概要を「選挙時報」で連載することとなった。国内班は、主としてこの調査で得たデータを分析することで研究成果を出している。調査結果は衝撃的である。自治体選管の実務者のほとんどが、日本の選挙管理は全国均一に行なわれていると考えているが、実際には多様で、市区町村が抱える政治的状況にも相当程度左右されていることが明らかになってきている。

(12) 日本では積極件投票権保障の一環として投票所の閉鎖時間を午後8時まで延長しているが、約半数の選管が8時を待たずに繰り上げ閉鎖している。なぜ繰り上げ閉鎖がなされるのかを分析したところ、首長など自治体幹部が選挙管理委員の選任に関与していたり、選管事務局職員が総務部など首長に近い部署と兼任しているなど、首長の影響が選管に及びやすいほど繰り上げ閉鎖を行なっていることが分かった。

(13) 選管に対する首長の影響は、投票所の繰り上げ閉鎖にとどまらない。選管は投票率向上のために啓発業務を行なっている。この他にも現在の日本の低投票率を克服するために、SVRs措置を執るよう国は主導しているが、こうした措置は、首長が前回選挙で高い得票率で当選した自治体ほど、消極的である。こうした首長であるほど、選管職員は啓発活動に消極的で、投票所の数を多すぎると考えているのである。

(14) 東日本大震災を契機に、日本では選挙公報をインターネット掲載するようになってきている。ただし、ネット掲載は地方選挙では必須ではないので、自治体によって対応が分かれている。東日本大震災以降ネット掲載をしたかどうか調査したところ、選挙があった自治体の約半数がネット掲載している。分析を行なったところ、首長など自治体幹部が選挙管理委員選任に関与している自治体ほど、ネット掲載をしていないことが分かった。理由の解明は今後の課題であるが、首長の影響力はここでも確認されている。

(15) 自治体が投票所数をいくつ設置すべきかは実質的に投票権を保障するうえで重要である。なぜなら、有権者は投票所が物理的に遠いに行きたがらない傾向があるから

である。しかし、平成の大合併や自治体財政の厳しさを受けて、一般的に投票所数は減少傾向にある。投票所の増減はどのように決まっているのであろうか。この点を分析したところ、選挙管理委員会とその事務局が、議会及び首長からどの程度の実質的な自律性を有しているかによって変わってくるのが明らかになった。具体的には、議会からの自律性が弱いほど投票所数が増える傾向があり、首長からの自律性が弱いほど逆に減る傾向がある。ポスター設置場所の数についても同様の傾向が認められる。すなわち、選挙管理のあり方は地方の政治状況に相当程度左右されることが認められる。

(16) 東日本大震災が発生した2011年は、統一地方選挙の年でもあった。しかし、被災地の自治体では選挙管理業務の運営が適切に行なうことが困難で、選挙時期をずらさざるを得ず、被災地以外の自治体から選挙管理の応援を受けなければ実施できなかった。震災は、いみじくも日本の選挙管理の特徴を明らかにしたのである。それは、第1に、日本の選挙管理は人海戦術であり、管理のためのマンパワーを必要としていることで、第2に、選挙管理は誰でもできる作業ではなく、高い専門性と経験を必要としていることであった。被災を免れた自治体も財政的要請から人員削減を行っており、それほど余裕があるわけではない。この間に進行した選挙管理の複雑化と、積極的投票権補償措置の増加は、日本の選挙管理をリソース不足に直面させている現実を目の当たりにした。

(17) 選挙管理への信頼と代議制民主主義の安定性の関係はどのようになっているのか。有権者を対象とした選挙管理に関するアンケート調査を分析したところ、選挙管理への信頼は、応答性と公平性感覚に影響を与えていること、公平性の有無が、代議制民主主義の安定性に直接的な影響を及ぼすことが明らかになった。他国に関する先行研究が明らかにしているように、有権者は選挙管理のあり方を直接的に知っているわけではない。しかし、大規模な選挙管理上のトラブルが発生すると選挙管理への信頼は一般的に低下し、それは民主政治への信頼低下につながる。ポーランドの事例はその一つと言えるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計65件)

玉井 亮子、フランスの選挙管理システム
大統領選挙を事例として、山梨国際研究、査
読有、10号、2015、pp.33-44

平野淳一・河村和徳・品田裕、「全国市区町村
選挙管理委員会事務局調査」についての報告
(5)、選挙時報、査読無、64巻2号、2015、
pp.47-62

平野淳一・河村和徳・品田裕、「全国市区町村
選挙管理委員会事務局調査」についての報告
(4)、選挙時報、査読無、64巻1号、2015、
pp.4-15

秦正樹・品田裕、「全国市区町村選挙管理委員
会事務局調査」についての報告(3)、選挙時報、
査読無、63巻12号、2014、pp.31-43

秦正樹・品田裕、「全国市区町村選挙管理委員
会事務局調査」についての報告(2)、選挙時報、
査読無、63巻11号、2014、pp.27-42

秦正樹・品田裕、「全国市区町村選挙管理委員
会事務局調査」についての報告(1)、選挙時報、
査読無、63巻10号、2014、pp.1-13

河村和徳、東日本大震災被災地の選挙管理
におけるマンパワー不足、選挙研究、
査読無、29-1、2013、pp.43-63

川中豪、選挙管理システムの形成：東南
アジアの選挙管理委員会、アジア研ワール
ドト・レンド、査読無、214、2013、
pp.41-46

Yutaka, ONISHI、Electoral
Management Bodies and Electoral
Governance、日本選挙学会報 選挙研究、
査読無、No.28-2、2012、pp.62-77

川中豪・浅羽祐樹、Establishing
Electoral Administration in New
Democracies、IDE Discussion Paper
Series No. 305、査読無、2011、pp.1-32

[学会発表](計58件)

遠藤真、アフリカにおける選挙ガバナンス
の現状と課題：南部アフリカを中心と
して、日本政治学会2014年度研究大会、
2014年10月12日、早稲田大学

川中豪、選挙管理システムの形成：東南
アジア諸国の比較、日本政治学会2014
年度研究大会、2014年10月12日、早
稲田大学

高橋百合子、選挙管理機関への信頼性の
決定要因：ラテンアメリカに焦点を当て
て、日本政治学会2014年度研究大会、
2014年10月12日、早稲田大学

河村和徳、市区町村選管の危機管理 - 選
管サーヴェイからみえるもの、日本行動
計量学会、2014年9月5日、東北大学

大西裕、選挙管理委員会と積極的投票権
保障 - 全国市区町村選挙管理委員会事務
局調査より、日本選挙学会2014年度研
究会(招待講演)、2014年5月17日、早
稲田大学

松本俊太、アメリカ50州における選挙
ガバナンス：聞き取り調査に基づく記
述と仮説、日本選挙学会(招待講演)、
2013年5月18日、京都大学吉田キャン
パス

Takahashi, Yuriko、Democracy,
Accountability, and Poverty Alleviation
in Mexico: Self-Restraining Reform and
the Depoliticization of Social Spending、
ブラジリア大学

CIEF-CERME-LAPCIPP-MESP セミナー(招待講演) 2013年3月12日、ブラジリア(ブラジル)

河村和徳、被災地における選挙情報提供の課題、情報処理学会、2013年3月8日、東北大学

河村和徳、被災地における選挙行政と法的課題、河中自治振興財団・選挙法制研究会、2012年12月21日、グランドアーク半蔵門(東京)

河村和徳、被災地における選挙管理、情報ネットワーク法学会、2012年12月1日、情報セキュリティ大学院大学

大西裕、選挙管理の多様性、選挙学会、2012年5月19日、筑波大学筑波キャンパス

〔図書〕(計29件)

高橋百合子・曾我謙悟、有斐閣、アカウソタビリティ改革の政治学、2015、318

高橋百合子・遠藤貢・宇山智彦・浜中新吾・今井真士・平田武・藤嶋亮・外山文子・中西嘉宏・増原綾子・鈴木絢女、ミネルヴァ書房、体制転換/非転換の比較政治、2014、234

大西裕・建林正彦・藤村直史、東洋経済新報社、政党組織の政治学、2013、324

河村和徳・湯浅壘道・高選圭(編著)、東北大学出版会、被災地から考える日本の選挙 - 情報技術活用の可能性を中心に、2013、156

大西裕編、有斐閣、選挙管理の政治学 日本の選挙管理と「韓国モデル」の比較研究、2013、258

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

大西 裕 (ONISHI YUTAKA)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90254375

(2)研究分担者

品田 裕 (SHINADA YUTAKA)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
10226136
曾我謙悟 (SOGA KENGO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60261947
藤村 直史 (FUJIMURA NAOFUMI)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20551493

授

高橋百合子 (TAKAHASHI YURIKO)
神戸大学・大学院国際協力研究科・准教

研究者番号：30432553
稲継 裕昭 (INATUGU HIROAKI)

早稲田大学・政治経済学術院・教授
研究者番号：90289108

遠藤 貢 (ENDO MITSUGI)
東京大学・大学院総合文化研究科・教授

研究者番号：70251311
川中 豪 (KAWANAKA TAKESHI)

独立行政法人日本貿易振興機構アジア
経済研究所・域研究センター・研究グル
ープ長

研究者番号：40466066

浅羽 祐樹 (ASABA YUKI)

新潟県立大学・政策研究センター・准教

授

研究者番号：70403912

河村 和徳 (KAWAMURA KAZUNORI)
東北大学・大学院・情報科学研究科・准
教授

研究者番号：60306868

仙石 学 (SENGOKU MANABU)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：30289508

福島 淑彦 (FUKUSHIMA YOSHIHIKO)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：80367680

玉井 亮子 (TAMAI RYOKO)

山梨県立大学・国際政策学部・准教授

研究者番号：10621740

建林 正彦 (TATEBAYASHI MASAHIKO)

京都大学・大学院国際公共政策研究科・

教授

研究者番号：30288790

松本 俊太 (MATSUMOTO SYUNTA)

名城大学・法学部・准教授

研究者番号：90424944

(3)連携研究者

湯浅壘道 (YUASA HARUMICHI)

情報セキュリティ大学院大学・情報セキ
ュリティ研究科・教授

研究者番号：60389400